

荒尾市監査委員告示第1号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、令和5年12月4日付けで提出された住民監査請求について、その結果を同条第5項の規定により次のとおり公表します。

令和6年2月1日

荒尾市監査委員	近藤 克也
同	菅嶋 公尚

## 住民監査請求に係る監査結果

### 第1 請求人

(略)

### 第2 請求の要旨

#### 職員措置請求書

ウェルネス拠点施設整備・運営事業契約の締結に係わる措置請求

##### 第1 請求の要旨

令和3年12月議会において、「令和3年度荒尾市一般会計補正予算(第8号)」のうち荒尾市ウェルネス拠点施設(仮称)に係わる設計・施工・指定管理委託料として債務負担行為48億が上程され議決が成された。しかし、議決後ウェルネス拠点施設の事業者の募集が実施されたものの参加表明が無く不調に終わった。そこで、募集基準を見直し債務負担行為の収支構造改定を行なったが、本件予算議決により、実質的な議会の議決を経たものとはいえない事実結果が起きている。これらを起因として、当該ウェルネス拠点施設整備・運営事業契約は、債務負担行為改定を議会の議決が経られていないという事実があるにも係わらず、荒尾市と事業者との契約が締結された。

本事案は、違法かつ不当であるとして監査請求を提起するものである。

##### 第2 請求理由

令和3年12月議決後、当初作成の業務要求水準に基づき事業者の応募を実施したが、事業者からの参加表明は無く不調に終わった。それに対応する形で執行機関は、債務負担行為の収支構造の改定が行なわれた。具体的には、以下のとおりである。

1. 令和3年12月議会の議決において、債務負担行為の収支構造のうち公共の収入として確定していた事業者からの施設使用料(固定費)収入の債権を放棄する意思決定が行なわれた。

債権放棄額	約 418,502 千円
出所：「一般会計 8 号補正予算(12 月議会)の概要」における「荒尾市ウェルネス拠点(仮称)整備運営事業に係わる債務負担行為補足説明資料」	

2. 事業者からの売上に対する市の施設使用料(変動費)の支払割合の改定。

当初の「要求水準書(案)」では、売上に対する割合について、1%以上の値の提案をすること。この件に対して、2023年8月25日付「荒尾市ウェルネス拠点整備・運営事業」において、開業6年目からの支払を条件として、「市への還元は売上金額に対して、0.5%の割合で提案された。」との事で、実質的に0.5%の率で施設使用料を減免とした意思決定が行なわれた。

0.5%の割合とした場合の市への「還元」と称した金額は、以下のとおりと予定されている。

項目	金額
売上(年間)	590,018,443 円
売上(事業期間累計)	8,751,940,237 円
市への還元(事業期間累計)額	29,555,045 円
出所：2023年8月25日荒尾市ウェルネス拠点施設整備・運営事業(還元と利用料の意味は、本質的に異なり妥当性に欠ける。)	

この措置結果から、当初計画された公共の収入予定額が、固定費の減免及び変動費の割合の下方修正による施設利用料の減免と伴に、本件は実質的な権利の放棄と見なされ、将来に渡って損害が発生することを事実上認めたことと同様であると判断される。さらに、その損害への補填財源として新たに税の負担を講じることと成りうる可能性のもと意思決定が行なわれたという事実関係に基づき、令和5年9月議会で契約締結の議決が経られた。

これら一連の改定は、議決を経ないまま当該契約を締結したことにつき、地方自治法96条1項2号・5号・10号において、違法であることを主張する。

3. 当該改定は、一定の事業者の参入障壁を低くした優遇措置と認識され、市が示唆したダンピングという方式と類似行為であることは歪められない事実である。

第3 求める措置内容と措置請求の対象者

1. 求める措置内容

- (1) 事業契約締結の見直しを求める。

- (2) ウェルネス拠点施設整備・運営事業の債務負担行為 48 億の予算執行の差し止めを求める。
- (3) 当該改定措置は、市に損害が発生したと同等である。且つ、その損害への補填財源として新たに税の負担を講じることと成りうる意思決定が行なわれた。本件、市長の裁量権の逸脱・乱用によるものであることから、その損害金の補償として、市長自ら市に支払うことを求める。

## 2. 措置請求の対象者

市長、副市長、総務部長、地域振興部部長、地域振興部スマートシティ推進室室長

### ○地方自治法の遵守と対応について

地方自治法第 242 条の規定に基づき、請求人は次の項を求める。

1. 当該請求の要旨を議会及び市長に対し通知の履行を求める。
2. 関係職員に対する聴取を行う場合は、請求人の立会いを求める。
3. 法令遵守の側面から本件の公表を確実に履行することを求める。

### ○ 事実証明（添付書類）

1. 荒尾市ウェルネス拠点施設(仮称)整備・運営事業 業務要求水準書(案)  
令和 3 年 10 月 15 日 荒尾市
2. 一般会計 8 号補正予算( 12 月議会)の概要  
荒尾市ウェルネス拠点(仮称)整備運営事業に係わる債務負担行為補足説明資料
3. 令和 3 年度荒尾市一般会計補正予算(第 8 号)  
荒尾市ウェルネス拠点施設(仮称)に係わる設計・施工・指定管理委託料  
限度額 4,866,241 千円
4. 荒尾市ウェルネス拠点施設(仮称)整備・運営事業 要求水準書(修正版)  
令和 4 年 1 月 18 日(修正版:令和 4 年 3 月 18 日) 荒尾市
5. 2022 年 4 月 16 日付熊本日日新聞掲載:荒尾競馬場跡地の再開発応募事業者ゼロ開業遅れも
6. 2022 年 6 月 6 日(月)令和 4 年第 2 回定例会(1 日目)本文
7. **【荒尾市ウェルネス拠点施設(仮称)整備・運営事業】再公募にあたっての市の考え方について**
8. 荒尾市ウェルネス拠点施設(仮称)整備・運営事業 要求水準書(修正版)  
令和 4 年 8 月 26 日(修正版:令和 5 年 2 月 27 日)荒尾市
9. 荒尾市ウェルネス拠点施設(仮称)整備・運営事業 新旧対照表
10. 荒尾市ウェルネス拠点施設(仮称)整備・運営事業 募集要領(修正版)

- 令和4年8月26日(修正版:令和5年4月20日) 荒尾市
11. 2023年8月25日荒尾市ウェルネス拠点施設整備・運営事業
  12. 令和5年第5回荒尾市議会(定例会)議案 (別冊目次)
  13. 荒尾市と株式会社梨の花との事業契約書

**請求人**

住所 (省略)

氏名 (省略)

上記のとおり地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

2023年12月4日  
荒尾市監査委員(あて)

(上記は原文のままである。なお、事実証明(添付書類)の掲載は省略した。)

### 第3 請求の受理

本件請求は、地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項の規定に定める要件を具備しているものと認め、令和5年12月14日付けでこれを受理し監査することを決定した。

### 第4 監査の実施

#### 1 監査対象事項

請求人から提出された請求の内容から、令和3年第5回市議会定例会において荒尾市ウェルネス拠点施設(仮称)に係る設計・施工・指定管理委託料における債務負担行為を含む「令和3年度荒尾市一般会計補正予算(第8号)」が議決された後、募集基準を見直したが、①見直し後の債務負担行為の議決を行っていないこと、②その議決を行わずに事業者と契約締結したこと、③募集基準の見直しによって生じた権利(債権)を放棄することについて、議決を経ていないことへの違法又は不当性の有無を監査対象とした。

## 2 監査対象部局

上記1 監査対象事項から地域振興部スマートシティ推進室を監査対象部局とした。

## 3 監査対象部局の事情聴取

令和5年12月20日に対象部局から弁明書及び参考資料の提出があった。

また、同月25日に関係職員から、本件請求に関する事実及び意見等について事情を聴取した。関係職員は、弁明書に基づいて陳述し、その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人が立会った。

弁明書については、次のとおりである。(原文のまま掲載)

### 住民監査請求に対する弁明書

#### 1 弁明の趣旨

「本件請求を棄却する。」との決定を求める。

#### 2 荒尾市職員措置請求書記載事実の認否

本件住民監査請求は、荒尾市職員措置請求書(以下「請求書」という。)[第1請求の要旨]に記載のあるとおり、1点目に「荒尾市ウェルネス拠点施設(仮称)に係る設計・施工・指定管理委託料」について、PFI事業者募集要件の見直しが行われた後に改めて債務負担行為額を変更した予算が議決されていない行為が違法かつ不当であるとの主張であり、2点目はその予算が議決されぬまま契約が締結された行為が違法かつ不当であるとの主張である。

まず、地方自治法(以下「法」という。)第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の長等の執行機関又は職員の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実(以下「財務会計行為」という。)について、その是正・防止を図るため、住民が監査及び必要な措置を講ずべきことを請求するもので、当該財務会計行為自体が違法・不当であるか否かが監査の対象となる。

ところが、請求の1点目については、法第242条第1項に規定される財務会計行為には当たらず、また、同項規定の怠る事実にも当たらないため住民監査請求の対象ではなく、不適法な請求である。

次に、2点目について、請求人が違法と主張する法令の規定として請求書2ページ目に「地方自治法96条1項2号・5号・10号」が示されているが、本件契約の締結に際しては、法の規定に基づき市長が予算を調製し、市議会が予算及び契約締結について議決したもので適法かつ妥当である。また、10号にて示されるような放棄すべき権利が存在せず、請求人の違法性の主張は理由がない。

荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）整備・運営事業の今後の各年度の支払いに当たっては、地方自治法並びに民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）の規定に基づき今後、議決が必要となるものであり、また、歳出に係る予算についても同様に今後議決が必要となることを申し添える。

### 3 請求人の主張及び主張に対する弁明について

#### (1) 請求人の主張

請求人は、概ね次のように主張していると思われる。

① 令和3年第5回市議会定例会（12月）において、「荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）に係る設計・施工・指定管理委託料」の債務負担行為の追加を含む「令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第8号）」が議決された後、「荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）整備・運営事業」の事業者選定要件を以下のように変更したことは違法である。

ア 事業者からの施設使用料（固定費）の条件を変更したことは権利の放棄であり、法第96条第1項第10号の規定に基づく議決を経たおらず違法である。

イ 事業者からの施設使用料（変動費）の条件を変更したことは権利の放棄であり、法第96条第1項第10号の規定に基づく議決を経たおらず違法である。

② 上記①の事業者選定要件の変更後に債務負担行為額を変更した予算を議決していないことは違法である。

③ 上記②の予算の議決がないまま契約を締結したことは法第96条第1項第2号及び第5号の規定に基づく議決を経たおらず違法である。

## (2) 主張に対する弁明

請求人の主張に対して、次のとおり弁明する。

- ① 施設使用料については、募集要項及び要求水準書において、契約締結後の条件として本市が期待する水準を示して事業者からの提案を求めたものであり、その時点では歳入の根拠となるべき条例や契約は存在せず、市に何らの債権も発生していない。債権が発生していない以上、請求人の主張するような権利の放棄や減免などには当たり得ない。

なお、当該予算「荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）に係る設計・施工・指定管理委託料」は法第214条の規定に基づく債務負担行為であり、その性格は、債務負担行為額で契約するという具体的な将来の財政負担を定めたものではなく、あらかじめ限度額を定め、財政負担の必要が生じた場合にその限度額の範囲内で負担するという性格のものである。「令和3年第5回荒尾市議会（定例会）議案資料」41ページに示す通り、債務負担行為額4,866,241千円は、PFI（BTO）方式における指定管理料・サービス購入料という歳出の合計であり、その金額は施設使用料収入によって変わるものではない。

- ② 前記説示のとおり、事業者選定要件変更に伴い、支出の合計である限度額が増えるわけではないため、予算（債務負担行為）を改めて議決する必要も当然にない。

- ③ ②にて説示の通り、「荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）に係る設計・施工・指定管理委託料」の予算（債務負担行為）については何ら瑕疵なく法令等の規定に基づき議決されたものであり、契約についても当該予算に基づき令和5年第5回市議会定例会（9月）における議決を経て締結している。

なお、請求書2ページ中に事業者選定要件変更に関して「当該改定は、一定の事業者の参入障壁を低くした優遇措置と認識」とあるが、そもそも事業者選定は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律をはじめとした関連法令や各種ガイドラインの規定に基づき、公募型プロポーザル方式で実施しており、すべての事業者に対して同一条件であまねく事



業者からの提案を求めたものであり、「一定の事業者の参入障壁を低くした」ものでなく事実誤認であることを申し添える。

以上のことから、違法性や不当性は認められず、請求人の主張については根拠がないため、請求人が求める措置内容の必要性は認められない。

以上

## 第5 監査の結果

### 1 事実確認

#### (1) 本件事業契約の締結に至る経緯について

令和3年12月14日 令和3年第5回市議会定例会 令和3年度荒尾市一般会計  
補正予算（第8号）にて債務負担行為の議決

債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称） に係る設計・施工・指定管理委託料	令和5年度 ～ 令和22年度	4,866,241

令和4年 1月18日 第1回公募 募集要項等の公表

令和4年 3月23日 令和4年第1回市議会定例会 令和4年度荒尾市一般会計  
予算にて債務負担行為の議決

債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称） に係る設計・施工・指定管理委託料	令和5年度 ～ 令和22年度	4,866,241

令和4年 4月 8日 第1回公募 参加資格審査の受付 参加表明なし

令和4年 4月15日 事業者選定継続の意思を市議会へ説明し、再公募に向けた市としての対応を報道発表

令和4年 4月 アンケート及びヒアリング調査の実施

令和4年 6月 6日 参加表明がなかったことについての要因調査結果及び再  
公募に向けた方針を、市議会へ説明

- 令和4年 6月 再公募にあたっての市の考え、対話実施要領及び募集要項等変更（案）の公表
- 令和4年 7月 対話実施 期間（6月30日～7月15日）
- 令和4年 8月24日 募集要項等の見直し項目について市議会へ説明
- 令和4年 8月26日 事業内容の変更に基づき再評価し、特定事業として選定
- 令和4年 8月26日 再公募 募集要項等の再公表
- 令和4年11月 参加資格審査の受付 2グループから参加表明あり
- 令和4年12月15日 参加資格審査結果の通知 2グループとも参加資格あり
- 令和5年 3月22日 令和5年第2回市議会定例会 令和5年度荒尾市一般会計予算にて債務負担行為の議決

債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）に係る設計・施工・指定管理委託料	令和6年度 ～ 令和22年度	4,866,241

- 令和5年4月3～5日 提案書の提出
- 令和5年 6月30日 提案者グループのうち1グループからの辞退届を受理
- 令和5年 7月 3日 第6回審査委員会 最優秀提案の選定
- 令和5年 7月12日 優先交渉権者の決定について公表
- 令和5年 7月19日 基本協定の締結
- 令和5年 8月25日 事業契約について市議会へ報告
- 令和5年 8月31日 事業契約の仮契約締結
- 令和5年 9月28日 令和5年第5回市議会定例会にて本件事業契約の締結について議決
- 令和5年 9月28日 事業契約の本契約締結
- 令和5年 9月29日 審査講評及び事業契約内容の公表

(2) 関係する法令、例規等の規定について

ア 議決事件

地方公共団体の議会の議決すべき事項に関する規定としては、法第96条の規定がある。同条に定める議決権は、議会の権限中、最も基本的かつ本質的なものであり、議決を要する事件については、当該議決によって地方公共団体としての意思決定がなされるものである。同条第1項においては、「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。」と規定し、同項各号において15の事件が列挙されている。同項中のこれら事件のうち、本件監査請求に係るものとしては、第2号の「予算を定めること。」、第5号の「その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。」、第10号の「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。」、及び第15号の「その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項」が挙げられる。

この第15号の「その他法律又はこれに基づく政令」として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号。以下「PFI法施行令」という。）がある。

PFI法第12条において「地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。」と定めている。

この規定中の「事業契約」については、PFI法第5条第2項第5号において「選定事業（公共施設等運営事業を除く。）を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。」との定義規定があり、「政令で定める基準」については、PFI法施行令第3条において地方公共団体の議会の議決を要する事業契約の該当基準が規定されており、PFI法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等の買入れ又は借入れに係るものであって、その予定価格の金額（借入れにあつては、予定賃借料の総額）が指定都市を除く市にあつては、1億5千万円を下らないこととされている。

## イ 債務負担行為

法第214条の規定は、地方公共団体の債務負担行為は、予算で定めておかなければならないとしており、この理由は、地方公共団体が債務を負担する行為は、将来にわたる支出を伴うものであり、それは歳出予算の支出によって行われるものであること、債務を負担する行為に関し議会が審議する場合、現実の歳入歳出予算と将来の財政負担とを併せて審議する方が便宜であること、債務負担行為を予算の内容に加えて一覧にすることにより、住民や議員その他関係者の理解に便宜であることなどによるものである。債務負担行為の設定がなされると、当該設定された範囲（事項、期間、限度額）内において債務負担契約ができる。また、債務の限度額という「枠」を設定するものである以上、債務負担行為限度額を減額する場合、特段債務負担行為を変更する必要はなく、限度額を上回る場合には、限度額の変更に伴い債務負担行為を補正する必要がある。また、予算の内容として位置づけられたことにより、債務負担行為に基づく執行力は、当該債務負担行為の設定年度に限られ、当該債務負担行為の設定年度経過後においては、債務負担行為に基づいて債務を負担することはできない。この場合、新たな債務負担行為を設定するほかはないとされている。

#### ウ 使用料

法第225条の規定は、地方公共団体が行政財産の目的外使用及び公の施設の利用につき使用料を徴収することができるとしており、また、法228条第1項では、使用料に関する事項については、条例で定めなければならないと規定している。

これは、徴収することができる主体は地方公共団体であり、徴収するかしないかは当該団体の意思によるところとなり、徴収するにあたっての具体的方法としては、議会において条例という形で意思を表示し、条例が設置されると実際の徴収行為は、法第149条第3号により長の権限となる。

#### エ 本施設の供用に係る関係条例等の整備

本施設の供用に当たり、整備された条例としては、令和5年荒尾市議会9月定例会で可決され、令和5年9月28日に公布されたものとして荒尾市ウェルネス

拠点施設条例（令和5年条例第31号）がある。荒尾市ウェルネス拠点施設を法第244条第1項に規定する「公の施設」として位置づけ、設置及びその管理に関し所要の事項を定めたもので、設置目的、指定管理者による管理その他の事項を定めている。当該条例以外に整備されている関係条例等はない。

## 2 判断

以上の事実関係の確認及び監査対象部局の陳述等に基づき、本件請求について次のとおり判断する。

### （1）荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）整備・運営事業（以下「本件事業」という。）の債務負担行為の違法又は不当性について

請求人は、本件事業に係る債務負担行為の議決において、施設使用料の見直し後に、債務負担行為改定を議会の議決が経られていないと主張している。

債務負担行為は予算の一部であるため、歳出予算に関する原則が適用され、会計年度経過後は債務負担行為の変更はできないこと、債務負担行為に基づく執行は当該会計年度内に限られ、会計年度経過後はそれに基づく債務の負担ができないこととされている。このことは、債務負担行為の議決がなされた年度に当該債務負担行為に基づく契約を締結しなければ、その年度終了により当該予算の効力は失効するため、引き続き債務負担行為が必要であるなら、あらためて債務負担行為を設定することとなるものである。

本件事業に係る債務負担行為は、令和3年第5回市議会（定例会）の令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第8号）、令和4年第1回市議会（定例会）の令和4年度荒尾市一般会計予算、及び令和5年第2回市議会（定例会）の令和5年度荒尾市一般会計予算のそれぞれにおいて上程されている。

さらに、令和3年第5回市議会（定例会）において令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第8号）の議決を経た後、本件事業の事業者選定の実施に伴う募集要項等の公表を行い、令和4年第1回市議会（定例会）において令和4年度荒尾市一般会計予算の議決を経ている。その後、本件事業への参加表明はなく、再公募に向けて参加に至らなかった要因の調査を行い、調査結果の報告から再公募へ向

けた方針や募集要項等を見直して再公募を行うに至るまで、その内容について議会に説明がなされている。

このような経過を経て、令和5年3月の第2回市議会（定例会）において、荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）に係る設計・施工・指定管理委託料の債務負担行為を含む令和5年度荒尾市一般会計予算が上程され可決されている。

また、債務負担行為を予算で定めるにあたっては、その行為をすることのできる事項、期間及び限度額を定めて議会の議決を経ることとなり、債務の限度額という「枠」を設定するものである以上、債務負担行為を減額する場合は、特段債務負担行為を変更する必要はなく、限度額を上回る場合には、限度額の変更に伴い債務負担行為を補正する必要がある。

債務負担行為限度額は、＜証明2＞荒尾市ウェルネス拠点（仮称）整備運営事業に係る債務負担行為補足説明資料（以下「＜証明2＞補足説明資料」という。）で示されている公共の支出のうち、サービス購入料（施設整備費相当）及び指定管理料（維持管理・運営費相当）などの小計、4,866,241千円となっており、令和4年8月の再公募においても公共の支出にかかる増額はなく、令和4年第1回市議会（定例会）の令和4年度荒尾市一般会計予算における債務負担行為限度額を超えていないため、当該年度中にあらためて議決を求める必要はなかったものである。

したがって、荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）に係る設計・施工・指定管理委託料については、債務負担行為に関し議会の議決を経ており、請求人が法第96条第1項第2号の規定に基づく議決を経ておらず違法であると主張しているが、違法又は不当な点は認められない。

また、請求人が指摘する「募集基準を見直し債務負担行為の収支構造改定を行ったが、本件予算議決により、実質的な議会の議決を経たものとはいえない事実結果が起きている。」の収支構造とは、＜証明2＞補足説明資料で示されているものを指していると推測される。この＜証明2＞補足説明資料は、議案である債務負担行為を説明するための議案資料として示されたものである。

法第96条第1項第2号に規定されている議決事件の「予算を定めること。」については、地方自治法施行規則第14条で「予算の調整の様式は、別記のとおり

とする。」とされ、同第15条から第15条の5までに歳入歳出予算の款項の区分や節の区分などが別記の様式として定められている。予算を調整し議決を経るには、この定められた様式に基づき調整し、議会に提出する必要がある。しかし予算を説明するための議案資料は、議案の内容理解を促進するための資料であり、議決を受ける必要のないものである。

請求人は「募集基準を見直し債務負担行為の収支構造改定を行ったが、本件予算議決により、実質的な議会の議決を経たものとはいえない事実結果が起きている。」と主張しており、これが<証明2>補足説明資料を基にした「債務負担行為の収支構造を改定したことの議決を経ていない。」という主張であるとするれば、請求人が収支構造として指摘する内容は、債務負担行為の金額を説明するための議案資料の内容であって、議決を受けなければならない予算としての議案の様式ではない。前述のとおり当該議案資料は地方自治体の任意の様式により債務負担行為の説明を行ったものであり、地方自治法施行規則に別記様式を定めている予算に関する議案の様式とは性格を異にするものである。議案資料は議決を受けなければならないものではないことから、請求人の主張する「議決を経てない。」ということには当たらない。

(2) 本件事業に係る契約の締結の違法又は不当性について

請求人は法第96条第1項第5号の規定に基づく議決を経ておらず違法であると主張しているが、上記の債務負担行為の部分でも記載しているとおり、令和5年第2回市議会（定例会）において、令和5年度荒尾市一般会計予算が議会の可決を経て、その後、令和5年第5回市議会（定例会）において、PFI法第12条の規定に基づき本件事業契約の締結が議会の可決を経ており、その手続きに違法又は不当な点は認められない。

(3) 募集基準の見直しによって生じた権利（債権）を放棄することに対し、議会の議決を経ていないことへの違法又は不当性について

請求人は、施設使用料の見直しに対し、使用料収入として418,502千円は実質的な権利の放棄であり、見直し後において権利を放棄することに対し議会の

議決が経られていないとして、法第96条第1項第10号において本件契約は違法であると主張している。

権利の放棄とは、自己の有する権利を消滅せしめることを目的とする行為をいうものであり、それには、債権の放棄だけではなく物権の放棄も含むものであるが、法第96条第1項第10号の議会の議決を経なければならない権利の放棄は、主として、債権の放棄について規定しているものと解されている。債権については、法第240条第1項で「この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。」と規定があり、使用料については「第5-1-(2)」に記載しているとおり、法第225条等の規定に基づき、条例で定めるところによって、使用料を徴収することができるかとされている。

地方公共団体の年度予算は、歳出予算額と同額の歳入予算額が計上され、その年度の歳出予算はその年度の歳入予算で賄うように計画される。歳入には税、交付金、補助金、手数料や使用料などがあり、こうした歳入金を受取る権限は法令、条例、規則等の根拠に基づくものである。そのため、分担金や使用料、加入金及び手数料は、条例によりその納める率や具体的な金額などが定められており、その率や金額を新たに徴収したり変更したりする場合には、条例を制定したり一部改正したりしなければならないと、こうした制定や一部改正は法第96条第1項第1号の規定により議会の議決が必要となる。

請求人の提出した<証明2>補足説明資料にある使用料の収入は、その根拠となる条例の規程がまだ整備されておらず、その率も金額も条例では定められていない。

施設の使用料については、その施設の使用料などを定めた条例が議会の議決を経て施行され、その施設を実際に使用した場合、その使用した時間や期間に応じて、条例の規定に照らした使用料の金額が発生する。その計算された金額を、使用したものに対して使用料納入の通知がなされたときに、初めて債権としてとらえることができるものと考えられる。

また、施設の具体的な使用料についての条例が整備され、年度間の使用料見込みが算出されれば、その使用料の歳入見込み額は、当該発生する年度において歳入予算として計上されることになる。



つまり、施設の具体的な使用料についての条例が整備されていない今の状況では、使用料という債権はとらえることができないというほかにはなく、請求者の主張する「債権の放棄」には当たらない。したがって、違法又は不当な点は認められない。

### 3 結論

以上のことから、本件事業の債務負担行為及び契約の締結において違法又は不当であるということはできず、債権の放棄についても該当しない。また、請求人のいう市長の裁量権の逸脱・乱用は、認められなかった。よって、本件請求には理由がなく、請求を棄却する。